

●所得控除の内訳(計算方法) ※人的控除は内側に記載があります。

物的控除の種類	控除額の計算方法(前年中に自己または自己と生計を一にする人が支払った額が対象になります。)
雑損控除	①(損失額-保険金等による補てん額)-総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の合計額-5万円
医療費控除	(支払った医療費の額-保険金等の補てん額) - ①(10万円) ②(総所得金額等の5%) (最高限度額200万円)
スイッチOTC薬控除	(支払った特定一般用医薬品の購入額 - 保険金等の補てん額) - 12,000円 (最高限度額88,000円)
社会保険料控除	支払った社会保険料金額全額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金金額全額

生命保険料控除 計算シート

種類	支払額	控除額
一般生命保険料	新保険料の計を計算式Iで計算(限度額40,000円) ① 旧保険料の計を計算式IIで計算(限度額50,000円) ②	計①+②(限度額40,000円) ③
介護医療保険料	保険料の計を計算式Iで計算(限度額40,000円) ★	②と③のいずれか大きい金額 ◆
個人年金保険料	新保険料の計を計算式Iで計算(限度額40,000円) ④ 旧保険料の計を計算式IIで計算(限度額50,000円) ⑤	計④+⑤(限度額40,000円) ⑥ ⑤と⑥のいずれか大きい金額 ●
生命保険料控除	計算式I(新保険料等専用) 支払額 計算式II(旧保険料等専用) 控除額	複数ある場合は、それぞれ計算して合計(最高限度額120,000円)
20,000円以下	全額	◆+★+●(⑤)へ転記
20,001円~40,000円	支払額×1/2+10,000円	支払額×1/2+12,500円
40,001円~80,000円	支払額×1/4+20,000円	支払額×1/4+25,000円
80,001円以上	一律 40,000円(限度額)	一律 50,000円(限度額)

種類	支払額	控除額
地震保険料	50,000円以下 50,001円以上	全額 50,000円(限度額)
地震保険料控除	10,000円以下 10,001円~20,000円 20,001円以上	全額 (支払額×1/2)+5,000円 15,000円(限度額)
寄附金控除	①共同募金会等に対する寄附金の額-2,000円 ②総所得金額等の40%の金額-2,000円	①②のいずれか小さいほう

●配偶者控除・配偶者特別控除一覧表 ()内は住民税控除額

控除の種類	所得税		住民税		所得税	住民税
	同額	同額	同額	同額		
配偶者控除	38(33)万円以下	26(22)万円	38(33)万円	26(22)万円	38(33)万円	26(22)万円
配偶者特別控除	38万円超~85万円以下	48(38)万円	38(33)万円	32(26)万円	48(38)万円	32(26)万円
	85万円超~90万円以下	38(33)万円	36(33)万円	24(22)万円	38(33)万円	24(22)万円
	90万円超~95万円以下	36(33)万円	21(21)万円	21(21)万円	36(33)万円	21(21)万円
	95万円超~100万円以下	31(31)万円	21(21)万円	18(18)万円	21(21)万円	18(18)万円
	100万円超~105万円以下	26(26)万円	14(14)万円	14(14)万円	26(26)万円	14(14)万円
	105万円超~110万円以下	21(21)万円	11(11)万円	11(11)万円	21(21)万円	11(11)万円
	110万円超~115万円以下	16(16)万円	8(8)万円	8(8)万円	16(16)万円	8(8)万円
	115万円超~120万円以下	11(11)万円	6(6)万円	6(6)万円	11(11)万円	6(6)万円
	120万円超~123万円以下	6(6)万円	4(4)万円	4(4)万円	6(6)万円	4(4)万円
	123万円超	3(3)万円	2(2)万円	2(2)万円	3(3)万円	2(2)万円

●参考<市民税・県民税と所得税の所得控除比較表>

区分	所得税	住民税	区分	所得税	住民税
医療費控除	同額	同額	一般	270,000円	260,000円
社会保険料控除	同額	同額	特別	350,000円	300,000円
小規模企業共済等掛金控除	同額	同額	普通障害	270,000円	260,000円
生命保険料控除(限度額)	新 40,000円	28,000円	特別障害	270,000円	260,000円
	旧 50,000円	35,000円	同居特別障害	400,000円	300,000円
介護医療分	新 40,000円	28,000円	一般	350,000円	230,000円
	旧 40,000円	28,000円	老人	380,000円	330,000円
個人年金分	新 50,000円	35,000円	配偶者特別控除(限度額)	480,000円	450,000円
	旧 120,000円	70,000円	老人	380,000円	330,000円
一般+介護+年金	新 50,000円	25,000円	配偶者特別控除(限度額)	480,000円	380,000円
	旧 15,000円	10,000円	老人	580,000円	450,000円
地震保険料控除(限度額)	新 50,000円	25,000円	同居老親等	630,000円	450,000円
	旧 15,000円	10,000円	特定	380,000円	330,000円
寄附金控除	新 50,000円	25,000円	一般	380,000円	330,000円
	旧 2,000円	2,000円	基礎控除	380,000円	330,000円

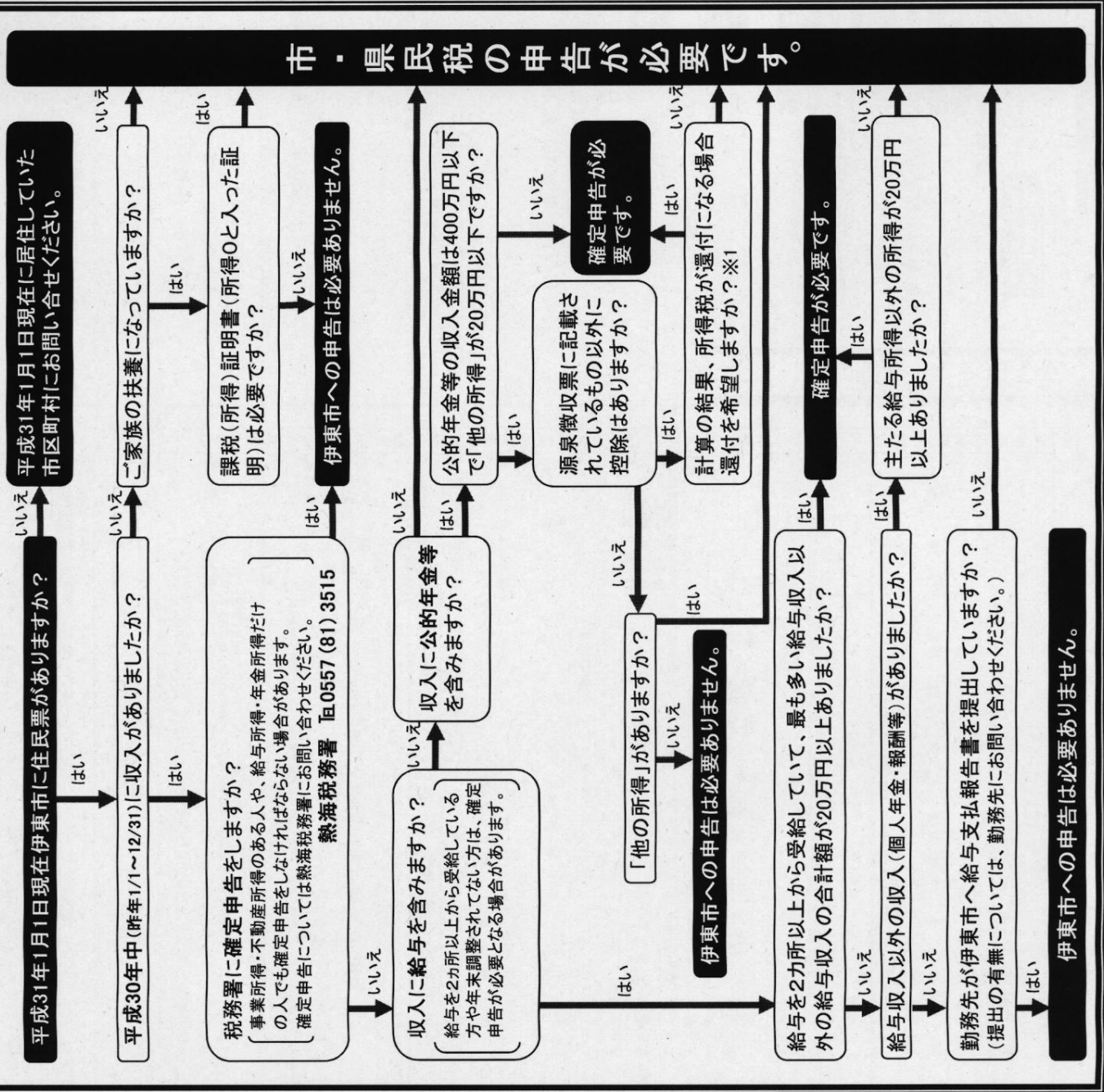
平成31年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書記入の手引き

平成31年度の市・県民税は、平成30年1月1日から12月31日までに生じた所得について、平成31年1月1日現在伊東市に居住していた人が、市へ申告し、納税することになっています。
申告の際は、この手引きを参考にしてください。申告期限の平成31年3月15日までに提出してください(郵送可)。

申告に関する注意点、及びお願い

確定申告をする場合は、市・県民税申告は不要です。各会場の開催日程については、広報いとう2月号に掲載されていますのでそちらをご覧ください。
また、平成30年中に所得がなかった人には市・県民税申告をお願いします。申告をすることにより、非課税証明書の発行、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定(軽減の判定)等の基礎資料となります。

市・県民税申告フローチャート(このフローチャートは一般的な例を示してあります。)



※1 還付に該当するかは税務署に確認してください。

記載例

伊東市長 平成31年度 市民税・県民税・健康保険税・国民健康保険税 申告書
 伊東市 伊東市大塚2-1-1 フリガナ トウ タロウ
 氏名 伊東 太郎
 生年月日 20 年 1 月 1 日
 電話番号 0557-32-1271
 住所 伊東市 伊東市大塚2-1-1
 印 伊東 太郎

所得の種類	収入金額	必要経費	専従者控除額	所得金額
給与所得	1,825,684	142,348	1,096,800	1,096,800
退職所得	1,342,348	142,348	1,096,800	1,096,800
山林所得	1,239,148	142,348	1,096,800	1,096,800
その他	1,096,800	142,348	1,096,800	1,096,800
合計	5,503,080	569,484	3,386,400	2,116,676

控除の種類	控除額	所得金額
医療費控除	105,012	105,012
社会保険料控除	58,400	58,400
地震保険料控除	50,000	50,000
寄附金控除	35,000	35,000
配偶者控除	38,000	38,000
扶養控除	38,000	38,000
基礎控除	2,103,412	2,103,412
合計	2,103,412	2,103,412

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与所得	1,825,684	142,348	1,096,800
退職所得	1,342,348	142,348	1,096,800
山林所得	1,239,148	142,348	1,096,800
その他	1,096,800	142,348	1,096,800
合計	5,503,080	569,484	2,116,676

所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
給与所得	1,825,684	142,348	1,096,800
退職所得	1,342,348	142,348	1,096,800
山林所得	1,239,148	142,348	1,096,800
その他	1,096,800	142,348	1,096,800
合計	5,503,080	569,484	2,116,676

給与所得

収入	所得
1円～	0円
651,000円～	収入額-650,000円
1,619,000円～	969,000円
1,620,000円～	970,000円
1,622,000円～	972,000円
1,624,000円～	974,000円
1,628,000円～	収入額(※1)×2.4
1,800,000円～	収入額(※1)×2.8-180,000円
3,600,000円～	収入額(※1)×3.2-540,000円
6,600,000円～	収入額×0.9-1,200,000円
10,000,000円～	収入額-2,200,000円

※1...給与収入額を4で割って、千円未満の端数を切り捨てる

公的年金等の所得

収入	所得
1円～	0円
1,200,001円～	収入額-1,200,000円
3,300,000円～	収入額×0.75-375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85-785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95-1,555,000円

64歳以下(昭和29年1月2日以後生まれ)

事業所得

収入	所得
1円～	0円
700,001円～	収入額-700,000円
1,300,000円～	収入額×0.75-375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85-785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95-1,555,000円

営業...小売業、製造業、外交員など
 農業...農産物の生産など
 不動産...家賃、地代など

利子所得

収入	所得
1円～	0円
700,001円～	収入額-700,000円
1,300,000円～	収入額×0.75-375,000円
4,100,000円～	収入額×0.85-785,000円
7,700,000円～	収入額×0.95-1,555,000円

公社債、預貯金の利子など(分離課税を除く)

配当所得

株式や出資の配当など

その他雑所得

個人年金やシルバー人材センターなど
 一時所得
 生命保険の満期返金、賞金、懸賞金など
 総合譲渡所得
 不動産以外の資産の譲渡
 山林所得
 山林の譲渡
 退職所得
 退職金
 分離(譲渡・株式・配当)
 申告分離課税方式を選択した
 上場株式等に係る配当など

申告に必要なもの

- ◆個人番号カード等(個人番号の確認及び本人確認できるもの)
- ◆源泉徴収票(平成30年分の給与、公的年金等がある人)
- ◆その収入や必要経費の算定基礎となる帳簿や領収書などの資料
- ◆印鑑(認印可)
- ◆親族関係書類及び送金関係書類(国外居住親族に係る控除の適用を受ける人)

医療費控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に平成30年中に支払った医療費
 【医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)】
 申告者本人や生計を一にする親族の為に平成30年中に支払った特定一般用医薬品の購入費(スイッチOTC医薬品の購入費)
 【必要書類】医療費の明細書など

社会保険料控除

支払った社会保険料
 (健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険、公的年金掛金など)
 【必要書類】領収書、納入証明書など

地震保険料控除

申告者本人や生計を一にする親族の為に支払った地震保険料など
 【必要書類】地震保険料控除証明書

勤労学生控除

平成30年12月31日時点の状況で判定
 合計所得金額が65万円以下で、給与所得等以外の勤労による所得が10万円以下の学生
 【必要書類】学生証など

障害者控除

平成30年12月31日時点の状況で判定
 本人、本人の配偶者、同一生計配偶者または、扶養親族が障害者
 【必要書類】障害者手帳など

扶養控除

平成30年12月31日時点の状況で判定
 生計を一にする親族で合計所得金額が38万円以下の人を扶養している場合

種類	要件	控除額
一般	16歳未満	38万円
特定	16歳以上19歳未満	63万円
一般	19歳以上23歳未満	38万円
老人	23歳以上70歳未満	48万円
	70歳以上	58万円

基礎控除

平成30年度(30年分)の税制改正により配偶者特別控除及び配偶者特別控除の適用要件が変更されました。詳しい控除金額に関しては裏面に記載されています。

種類	要件	控除額
一般	配偶者特別控除の要件に当てはまらない人、障害者(療育手帳、精神障害者手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持っている人など)	27万円
特別	障害者のうち所持する手帳の区分が療育手帳A、精神障害者1級、身体障害者1・2級、戦傷病者特別優待第3項までの人など	40万円
特別	扶養親族又は控除対象配偶者が同居特別控除の特例適用を受ける場合	75万円

※同一生計配偶者とは給与所得と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人をさし、控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の配偶者をさします。